

令和7年度東京都産業労働局
総務部国際金融都市推進担当課長
特定任期付職員 採用案内

令和8年1月8日
産業労働局

本採用は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の特例法である「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」（平成14年法律第48号）等に基づき制定された「東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」（平成14年東京都条例第161号）に基づき、任期を定めて採用されるものであります。

1 採用予定職、採用予定人数等

(1) 採用予定職

産業労働局総務部国際金融都市推進担当課長 ※特定任期付職員

(2) 職務内容

令和3年11月に公表した「『国際金融都市・東京』構想2.0」の推進に向けた施策の企画・立案、調整、実施等に関すること

（世界をリードする「国際金融都市・東京」の実現に向けて、本構想に基づき、グリーンをはじめとするサステナブル・レジリエントファイナンスの発展を通じた社会的課題の解決に貢献する分厚い金融市場の構築や、革新的なサービスの創出につながるフィンテックの活用等を通じた金融のデジタライゼーション等の推進に係る施策の企画・立案、調整、実施等を行うことなど）

具体的には、

- ①グリーンボンド発行体への支援、中小企業におけるグリーンファイナンスの活性化
- ②フィンテックの活用等による金融のデジタライゼーションとして、画期的な技術やサービスを有する海外フィンテック企業の誘致・創業支援、初期費用や事業基盤強化に要する費用の負担軽減策、国内企業や金融機関等とのマッチング
- ③社会課題の解決に向けた官民連携ファンドの創設等

を踏まえ、国際金融における広い知見に基づき、

- ア 上記①～③に関する施策を企画・立案、関係者との調整を行い、又は、実施するとともに、国内外の経済・社会情勢などを踏まえた施策のバージョンアップを検討すること
- イ 上記①～③に関する施策以外にも、「『国際金融都市・東京』構想2.0」の推進に向けた新たな施策を企画・立案、関係者との調整を行い、又は、実施するとともに、国内外の経済・社会情勢などを踏まえた施策のバージョンアップを検討すること
- ウ 上記ア及びイについて、国・民間事業者（金融機関等）との連携を積極的に図りつつ、幅広く施策展開を図ること

を職務とする。

(3) 採用予定人数等

ア 採用予定人数 2名

イ 勤務予定先 東京都産業労働局

(新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎)

2 採用予定日

令和8年4月1日

3 任用期間

採用日から令和10年3月31日まで（最長5年まで期間を延長できる場合があります。）

4 受験資格等（基準日：特に断りのない限り採用予定日）

(1) 受験資格

次のアからウのうち、いずれかを満たすこと。

ア 金融系企業において、企画部門での業務経験があり、10年以上の実務経験を有する。

イ グリーンファイナンス等のサステナブル・レジリエントファイナンスをはじめ、ESG、SDGsや地域社会・経済といった視点に基づく社会的課題の解決に資する業務経験を2年以上有する。

ウ 金融商品（ファンド等）の開発経験を2年以上有する、又は、フィンテックの分野とされる、決済・送金、融資・ローン、会計・財務、PFM個人財務管理、個人資産運用、保険、セキュリティ、金融情報、仮想通貨、ソーシャルレンディング、クラウドファンディングにおいて、セキュリティトークン（デジタル証券）の導入等金融サービスのデジタル化の経験を2年以上有する。

(2) 求められる人物像

「『国際金融都市・東京』構想2.0」において示した国際金融全般の最新の状況に関する知識（知見）を有するとともに、同構想の趣旨を理解し、その実現に向けた熱意を有する者

(3) 次のアからカまでのいずれかに該当する者は受験できません。

ア 日本国籍を有しない者

イ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 東京都の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

カ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

5 選考方法等

(1) 第一次選考（書類選考）

応募書類の記載内容により、「専門性」及び「業績」等を勘案し選考します。

(2) 第二次選考（口述試験）

第一次選考合格者に対し、採用予定職への適性等について個別面接を行います。

(3) 面接実施時期・場所等

令和8年2月16日（月曜日）から同月18日（水曜日）まで（予定）

日時、会場の詳細は、第一次選考合格者に対して合格通知と併せてお知らせします。

(4) その他

応募状況により、面接を複数回行う場合があります。

なお、事前提出書類において、受験資格がないと認められた場合は、面接試験を受験できません（その旨通知いたします。）。

6 合格発表

(1) 第一次選考（書類選考）

令和8年2月12日（木曜日）頃までに、合否にかかわらず、第一次選考受験者全員に通知します。（注）電話等による合否の照会には応じません。

令和8年2月13日（金曜日）までに通知が届かない場合は、産業労働局総務部総務課調整担当までお問合せください。

(2) 第二次（口述試験）選考（最終合格発表）

令和8年2月25日（水曜日）頃までに、合否にかかわらず、第二次選考受験者全員に通知します。（注）電話等による合否の照会には応じません。

令和8年2月26日（木曜日）までに通知が届かない場合は、産業労働局総務部総務課調整担当までお問合せください。

7 勤務の条件

(1) 給与

ア 給料は、「東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」に基づき決定されます。

（参考例：4号給の場合） 給料月額 551,500円

イ アのほか、期末手当、通勤手当等が支給されます。扶養手当、住居手当等については支給されません（「東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」に基づく。）。

※ このほかに、給料月額の20%相当の地域手当が支給されます。

なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めるところによります。

※ 条例は、東京都ホームページの「東京都例規集データベース」にて閲覧可能です（http://www.reiki.metro.tokyo.lg.jp/reiki_menu.html）。

(2) 勤務時間

勤務時間は、週38時間45分で、原則として週休2日制です。

(3) 休暇

休暇は、1年間に20日（初年度は採用日により異なります。）付与される年次有給休暇をはじめ、慶弔休暇、夏季休暇等があります。

(4) 服務

特定任期付職員は、常勤の一般職の地方公務員であり、秘密を守る義務、営利企業等の従事制限など地方公務員法の服務に関する規定が適用されます。

8 申込手続

申込みを行う場合は、東京都特定任期付職員採用選考申込フォーム【産業労働局】へアクセスし、産業労働局ホームページの「東京都特定任期付職員採用選考 インターネット申込みガイド」の案内に従って全ての必要事項を正しく入力し、受付期間中に送信してください。

(郵送及び窓口での申し込みは受け付けません。)

<URL>

○[東京都産業労働局職員採用ホームページ](#)

※申込方法等へのリンクを掲載しています。

○[東京都職員（特定任期付・管理職）採用選考インターネット申込みガイド](#)

※申し込み方法を掲載しています。

○[令和7年度 東京都特定任期付職員（管理職）採用選考申込フォーム](#)

<注意事項>

- 期間中に正常に到達したものを有効とします。マイページ上で、採用選考の申込が到達したかどうかを確認することができます。
- システムの保守整備のため、受付期間中にシステムを停止する場合や、予期せぬ機器停止や通信障害などが起きた場合のトラブルについては、責任を負いません。
- インターネットにより申込に関するパソコン等操作上のお問い合わせにはお答えできません。パソコン等の推奨環境、その他システムの操作方法等については、「[LoGo フォームに関するよくあるご質問](#)」（外部サイト）を確認してください。

(1) 応募書類

ア 履歴書（第1号様式・写真データ添付）

イ 職歴調書（第2号様式）

※ ア及びイの様式については、産業労働局のホームページからダウンロードできます

https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/recruitment/kanrishoku_20260108/

※ 応募書類の記載内容により、受験資格や記載事項等の確認を行います。記載内容に虚偽があると、職員として採用される資格を失う場合があります。

なお、応募書類については、厳重に管理するとともに、記載された個人情報は、東京都個人情報保護に関する条例に基づき、令和7年度東京都産業労働局国際金融都市推進担当課長の採用に係る事務の範囲内でのみ利用します。

(2) 申込受付期間

令和8年1月8日（木曜日）から同年2月6日（金曜日）17時まで（必着）

(3) 卒業（修了）・在職証明書の提出について

受験資格の確認の資料とするため、最終学歴に関する卒業（修了）証明書（ただし、院卒は大学の卒業証明書も必要。また、最終学歴以前に職歴がある場合は、高等学校以降の全ての学歴に関する卒業（修了）証明書が必要。）及び全ての職歴に関する在職証明書を提出していただきます（合格通知後2営業日以内に、メールへのデータ添付により提出）。

提出方法についてはホームページ掲載の「卒業（修了）・在職証明書の提出について」をご覧ください。

9 応募先（問合せ先）

東京都産業労働局総務部総務課 調整担当
電 話 03-5320-4630